

令和7年2月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年2月13日（月）午前9時00分～

開催場所 橋本市文化会館 3階 第1研修室

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	×	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	◎
7番	窪田 裕	◎	8番	藤田 和久	×	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	×
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 相対（3件）、中間管理事業（8件）
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて（1件）

報 告

報告第1号 農地法第18条第6項に規定による通知書の受理について（1件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和7年2月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いしま
す。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号6番 大西 敏夫 委員
議席番号7番 窪田 裕 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案4件、
報告1件です。議案第1号「農地利用集積計画(案)の決定につ
いて」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第1号について議案書を基に説明

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、申請に係る調査を行っ
ていただいています。追加説明があれば担当委員及び事務局からお
願います。

 ないようですのでお諮りいたしたいと思います。ただいまの説明に
対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。
相対(3件)、中間管理事業(8件)について、承認することにご異議あ
りませんか。

委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明。

議長 3番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条
「議事参与の制限」に該当するため関係委員は一時退席の上、審
議、採決し、その後、その他の案件について一括審議、一括採決しま
す。

 まず、3番の案件について審議、採決を行いますので大矢委員に
は、一時退席をお願いいたします。

池田委員 ●提出番号3番

 この土地は、兄の所有地でありましたが、相続で妹が取得し、相続
されてからも兄が管理されていきました。妹が亡くなり、贈与で親元へ戻
されるそうです。何も問題はありません。

- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。3 番の案件について、承認することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし
- 議長 審議が終了しましたので、大矢委員は入室してください。大矢委員、原案の通り採決しました。
その他の案件について、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 米坂委員 ●提出番号 1 番
譲渡人は若いころは、柿畑を耕作してきたが、数年前から体調を崩し、維持、管理が難しくなっていた。今回、柿、野菜等の規模拡大を模索していた譲受人とうまく話がまとまったそうです。何も問題ないと判断しました。
- 林委員 ●提出番号 2 番
譲受人は堺市に住んでいるが、農地の近くに実家があり、普段は母親が農業を手伝い、本人は休みに農業をするとのこと。細かい契約等については井上地所に紹介いただいており、何も問題はありません。
- 石井委員 ●提出番号 4 番
譲受人が取得する農地はすでに道を挟んだ隣接に農地をすでに取得しており、特段の問題はありません。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。
- 廣田委員 2 番の案件で調査書では居所(大阪府)から農地(橋本市)までの移動時間が車で 7 分となっているが、現実的ではないと思います。説明をお願いします。
- 事務局 譲受人につきましては、大阪府に在住していますが、母親が学文路に在住し、農業に従事しています。今回は申請書には居所となる学文路地域からの、移動時間(7 分)を記載しました。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号(1 番、2 番、4 番)について本件を承諾することにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- (議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)
- 事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員

●提出番号 1 番～2 番

提出番号 1 番

現在、整地されて工事が進んでいますが、申請人は、農地法の許可を取らなくても、農地を転用してもよいという誤った認識により、農地転用に着手してしまったことを深く反省しておりました。亀田行政書士、副区長にも確認しましたが、何も問題はありません。

提出番号 2 番

斎藤行政書士に確認しましたが、名古屋のこの地域は農地が多く残っている地域です。また、井上地所の話しではこの辺りは宅地化が進んでいくとのことでした。何も問題はないと思います。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないのでお諮りします。議案第 3 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員

異議なし。

(議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局

議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

池田委員

すべての農地は肥培管理されており、何も問題ありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員

異議なし。

報 告

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局

議案報告第 1 号について議案書に基づいて説明。

(閉会)

議長

以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 7 年 2 月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
----------	--------	-------	---

	署名委員	大西 敏夫	印
--	------	-------	---

	署名委員	窪田 裕	印
--	------	------	---